

(仮称)調布市産業振興ビジョン(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年1月20日(月)～令和7年2月19日(水)
- (2) 周知方法 令和7年1月20日号及び2月5日号市報, 市ホームページ, LINE, X(エックス)
- (3) 資料の閲覧場所 産業振興課(市役所8階), 産業労働支援センター(市民プラザあくろす3階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 教育会館(1階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く), みんなの広場(調布市文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
- (4) 意見の提出方法 提出用紙に氏名, 住所, 御意見等を記入し, 持参, 郵送, FAX, Eメール, 専用フォームのいずれかで市役所産業振興課へ提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 4件(2人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見……………0件
第1章「策定に当たって」に対する意見……………0件
第2章「市の現状とこれまでの取組」に対する意見……………0件
第3章「市の産業振興施策に関する調査とその結果」に対する意見……………0件
第4章「今後の産業振興における課題」に対する意見……………0件
第5章「地域経済活性化に向けた取組の基本方針」に対する意見……………4件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

2

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※御提出いただいた意見の内容は、原則として、原文を基に記載しています。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章	3	地域事業者への支援について 地域の自営業者の方々が、末長く健康に経営をできるように、健康経営の支援もしてほしい。 特に喫煙可の店は、店主が早期に病気を発症し、立ち行かなくなる事例が多いです。	市が補助する調布市商工会では、会員向けに健康診断を実施しており、市から補助を受けた調布市勤労者互助会が、健康診断の費用の一部を補助することで、自営業者を含めた多くの勤労者の健康管理を支援しています。 また、市では、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している市内自営事業のうち、対象となる方に、無料で特定健診や後期高齢者健診を実施しています。 引き続き、関係機関と連携しながら、地域事業者の健康増進を図って参ります。
第5章	4	産業復興について。中小の商業の伴奏機関として強化が必要。 調布の商店会は商連を30年ほど前に解散をした後、今まで商連関係の情報を全く持っていなかった。都の商連の情報を独自に確認した際、調布のこの団体を解散してしまった事は間違いだと確信しました。 各商店会の連携や情報交換は「調布駅前商店会」の経緯から見ても非常に重要な事だと認識しています。この商連の復活、および、事務局の設置が急務だと思います。 事務局は事務局機能を持っていない商店会は各店主が事務を行っており生業の外でしている事もあり、書類作成、助成金補助金の確認申請、等々の専門的な仕事をする団体が必要です。各商店会でそれを持つという事は物理的に難しい所があり一括管理できる商連事務局が必要と考えます。 事務局機能を持つにあたって助成金補助金や税金投入等コスト上で難しい所があります。運営を安定化させるためにその事務局に収益事業を持たすことも重要と考えます。 個人的に全国130カ所以上の商店会商工会商工会議所等の組織と情報交換する機会がありましたが、調布市産業振興にその点が必要と考えます。 その事務局の存在はまちづくり会社でも商連でも問題は無いとは思いますが、専門職にせず、既存の組織と兼業の場合はマンパワーが足りず抑々の業務が出来ない事象が全国的に多々起こっている事も付随いたします。	今後も、各商店会との対話を重ね、商店会数の減少に歯止めをかけるために、商店会の組織力強化に向けた更なる改革・改善への働きかけ等の取組を通じて、地域の魅力向上やまちのにぎわい創出、地域経済力の向上に向けた、商工会運営や商店会活動を支援して参ります。